

COVID-19 流行時における EMS 機能の臨時運用ルール

令和 2 年 5 月 11 日

いしかわ診療情報共有ネットワーク協議会

会長 安田 健二

COVID-19 患者は、入院協力医療機関（軽症・無症状）から重点医療機関（中等症・重症）への救急搬送や、回復者の病院から宿泊療養施設へ入所など、多くの移動が発生します。感染拡大を防ぐとともに、迅速な情報共有のために、**COVID-19 及び疑い患者等の情報共有は基本的に EMS 機能を使用**することとしたいと思います。それに伴い、COVID-19 流行期における EMS 機能の臨時運用ルールを設定いたします。

尚、COVID-19 及び疑い患者等の救急の現場の診療情報共有において、既に幅広く EMS が活用されている実情を鑑みて、このルールは県内の COVID-19 患者の発症日の 2 月 21 日に遡って適用したいと思います。COVID-19 の流行期の終了時期については、改めて検討したいと考えています。

EMS 機能とは

EMS（Emergency Medical Service）機能とは、ID-Link の患者 ID 入力欄に「連携施設患者 ID@ems」と入力することにより診療情報取得を自動的に行う機能で、救急搬送あるいは紹介状を持たずに受診した患者さんの診療情報（投薬内容や最近の血液検査等）を迅速に閲覧することが可能となる。

同意書の取得について

- ・ **平時のルール**：EMS を利用して閲覧を希望する医療機関が、患者あるいは患者の家族から同意を取得すること。生命の危機に関する緊急時などやむを得ない場合は口頭での同意も可とするが、カルテに同意を得たことを記載すること。
- ・ **COVID-19 流行期のルール**：COVID-19 の患者では、同意書を書いていただいても回収することができない。口頭で同意を得ることを基本とし、カルテに同意を得たことを記載するか、同意を確認した者が同意確認書を記載して保管する。本人が意識不明等の場合は、ご家族等から事前に口頭で同意を取ることが基本だが、事後あるいは連絡が取れない場合は省略しても可とする。

閲覧先への連絡について

- ・ **平時のルール**：EMS を利用する場合は、事前に当該医療機関に電話などで EMS を使用することと、使用を希望する理由を連絡する。ただし、夜間や休日など当該医療機関の診療時間外の場合や、担当者が不在の場合は後日（1 週間以内）でも可とする。
- ・ **COVID-19 流行期のルール**：件数が多くなるのが想定されるので事務の手間を省くために、COVID-19 の患者に関しては EMS を使用した場合の当該医療機関への連絡は省略しても可とする。

救急ボタンの解除、EMS 仮 ID の削除・アクセス権限削除

- ・ **平時のルール**：EMS を使用した場合、情報閲覧・提供の両医療機関の当該患者の ID-Link の画面に救急ボタンが表示される。緊急時の診療が終了後は、情報閲覧・提供の両医療機関で救急ボタンの解除作業が必要。閲覧医療機関は、EMS 仮 ID の削除・アクセス権限削除も必要。
- ・ **COVID-19 流行期のルール**：情報閲覧医療機関・宿泊療養施設は、EMS 閲覧が不要になった時点（退院・退所時点）で速やかに救急ボタンを解除し、EMS 仮 ID とアクセス権限を削除すること。
情報提供医療機関の救急ボタンは、後日まとめて解除しても可とする。